

国立大学法人静岡大学情報学領域テニュアトラック教員の中間評価  
及びテニュア審査の審査基準

(平成23年4月21日制定)

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人静岡大学情報学領域テニュアトラック審査委員会細則第8条の規定に基づき、国立大学法人静岡大学情報学領域テニュアトラック教員（以下「テニュアトラック教員」という。）の中間評価及びテニュア審査に関し、必要な事項を定める。

(中間評価及びテニュア審査の取扱い及び実施時期)

第2条 テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査は、国立大学法人静岡大学情報学領域テニュアトラック審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

2 テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査の実施は、次の時期に行うものとする。

中間評価 雇用後2年6ヶ月を経過する日の翌月

テニュア審査 雇用後4年6ヶ月を超えない月

3 前項の規定に関わらず、規則第4条第2項の規定に該当する場合には、同項に規定する範囲内で審査の実施時期を延長することができる。

(中間評価及びテニュア審査に必要な資料)

第3条 テニュアトラック教員は、別に定める時期までに所定の研究計画書、中間時研究成果目標、中間時研究成果報告書、終了時研究成果目標、終了時研究成果報告書及び研究達成度評価シートを作成し、審査委員会委員長に提出するものとする。

(委員長の業務)

第4条 審査委員会の委員長は、前条の書類を受理したときは速やかに審査委員会を開催し、テニュアトラック教員の中間評価又はテニュア審査を行うものとする。

(中間評価、テニュア審査の審査事項及び評価方法)

第5条 テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査は、書類審査、面接、公開シンポジウム等により、次の各号に掲げる事項に関することについて行う。

- (1) 実施期間中の研究業績（研究計画の達成度、研究の独創性・発展性等）、研究意欲
- (2) リーダーシップ、マネジメント能力
- (3) 外部資金獲得実績
- (4) 大学院生等への研究教育指導能力
- (5) 英語によるプレゼンテーション能力
- (6) その他必要と認める事項

2 テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査は、審査委員会が前項に定める評価項目に基づき実施し、各評価項目を1点から5点の5段階で評価した総合点に基づき

行う。各評価項目に係る評価基準については、審査委員会が事前に審議し策定するものとする。

(中間評価の結果の取扱)

第6条 中間評価は、次の5段階評価により行う。

- S 総合点の90%以上(顕著な成果を達成)
- A 総合点の80%以上90%未満(目標以上の成果を達成)
- B 総合点の70%以上80%未満(目標どおりの成果を達成)
- C 総合点の50%以上70%未満(目標に未達成)
- D 総合点の50%未満(研究継続が困難)

2 前項の評価の結果、Sを得たテニユアトラック教員については昇任ポスト等の検討を行い、昇任させることができるものとする。また、Dを得たテニユアトラック教員については転出の検討を行うものとする。

(テニユア審査の結果の取扱)

第7条 テニユア審査は、次の3段階評価により行う。

- A 総合点の80%以上(目標以上の成果を達成)
- B 総合点の70%以上80%未満(目標どおりの成果を達成)
- C 総合点の70%未満(目標に未達成)

2 前項の審査の結果、A及びBを得たテニユアトラック教員は国立大学法人静岡大学教職員就業規則の適用を受ける教員として雇用することとし、Cを得たテニユアトラック教員については雇用しないものとする。

附 則

この審査基準は、平成23年4月21日から施行する。

附 則(平成25年7月26日規則)

- 1 この基準は、平成25年7月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この基準の施行日前に雇用されたテニユアトラック教員の中間評価及びテニユア審査の実施時期については、この基準による改正後の国立大学法人静岡大学情報学部テニユアトラック教員の中間評価及びテニユア審査の審査基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月26日規則)

この基準は、平成30年7月26日から施行する。

附 則(平成30年12月19日規則)

この基準は、平成30年12月19日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。